

# 大口町これからの地域づくり検討委員会 中間報告〔概要版〕

## ■ はじめに

国は平成12年4月、各地方公共団体が自らの判断と責任により、地域の実情に沿った行政を展開することを期待して「地方分権一括法」（平成11年法律第87号）を施行しました。

それ以降本町は、地方分権時代を見据え、いち早く「住民の参画と参加のまちづくり」に取り組み、積極的に行政情報を公開し、行政と住民やNPO・企業などが力を合わせた協働のまちづくりを進めてきました。そして平成21年には、住民が自治の主権者であることを明らかにし、大口町の発展と住民福祉の向上を目指すため「大口町まちづくり基本条例」（平成21年大口町条例第13号）を制定し、住民と行政の協働によるまちづくりの規範を示すなど、着実に分権時代のまちづくりに取り組んできました。

そして、この「大口町まちづくり基本条例」の附則に、地域自治組織について検討する旨が記されたことから、同年11月、当時の区長を始めとする地区の代表者が「大口町まちづくりを考える会」を組織し、地域自治組織について検討を開始しました。

前述の「大口町まちづくりを考える会」は、約2年間の調査・研究・討議等の結果を「新たな地域自治組織による協働のまちづくり提案書（以下「提案書」という。）」にまとめました。その後、地区ごとの設立準備委員会を経て、平成25年には地域の課題に対して、自主的かつ柔軟に対応するための公共的組織として、おおむね小学校区を単位とした地域自治組織が設立され、活動を始めています。

本町がこれまで進めてきた、持続可能で将来世代に負担を残さない「自立と共助のまちづくり」を更に進め、新たな地域課題に対応し、安心して暮らすことのできる地域であり続ける。そのためには、行政区と地域自治組織、行政の役割や地域のあり方、地域課題解決の手段について今一度整理し、検証し、改善する時期にきていることから「大口町これからの地域づくり検討委員会」を設置しました。

大口町長 鈴木 雅 博

令和2年3月  
大口町これからの地域づくり検討委員会

# これからの地域のあり方について、まずは、現状の把握と課題の洗い出し

## § 1 これからの地域づくり検討委員会

【目的】これまで取り組んできた住民と行政の協働によるまちづくりを継承し「自立と共助のまちづくり」の更なる飛躍を目指す

- 【検討事項】
- ・行政区と地域自治組織の役割に関する事項
  - ・区長への依頼事項の見直しに関する事項
  - ・行政区交付金制度のあり方に関する事項
  - ・権限と財源を地域自治組織に委ねることに関する事項

## § 2 これからの地域づくりを検討するに至った背景

平成25年 町内全ての地域において地域自治組織が設立 ⇒ “まずはできるところから”  
その結果、認知度 UP

→ 一方で ・地域自治組織と行政区の違いがわからない  
・地域自治組織のあるべき姿、目指すべき方向性が見えない という意見が…。

→ そこで 平成30年11月 地域自治関係者や区長経験者、職員による  
「大口町これからの地域づくり検討委員会」設置

## § 3 「地域」の現状と課題

(1) 統計資料から見る「地域」の現状と今後

- ・人口動向 2030年をピークに人口は減少
- ・高齢化率 2040年 65歳以上の人口が30%超  
令和2年1月 75歳以上人口が65歳から74歳までの人口を超えた
- ・65歳以上の世帯員がいる世帯 平成7年 1,428世帯 ⇒ 平成27年 3,234世帯
- ・65歳以上の単身世帯 平成7年 83世帯 ⇒ 平成27年 550世帯

20年で倍増  
& 6倍強

(国勢調査)

(2) 検討委員から出された現在の「地域」の課題

- ・区長の事務量が多い
- ・地域自治組織への理解度が低い
- ・行政区、地域自治組織のこれから担っていく役割が不明確
- ・行政区、地域自治組織の並列状況が分かりづらい
- ・地域への関心度が薄くなっている

など、  
「地域」には様々な課題

(3) 区長アンケート結果から見える「地域」の課題

【対象】平成20年度から30年度までの区長経験者 【回収率】 82.7%

区長の仕事  
⇒多かったがやむを得ない (42.9%)

行政区の役割  
⇒行政への要望や働きかけ (27.1%)

行政区の活動状況の変化  
⇒変わらない (73.2%)

地域自治組織の役割  
⇒地域の問題への自主的取組 (32.5%)

行政区を運営していく上での課題 (上位5つ)  
① 役員のなり手がいない  
② 役員選出の負担が大きい  
③ 地域住民の高齢化  
④ 住民の関心が低い  
⑤ 役員の高齢化

# あらゆる人を地域で支え、持続可能な地域であり続けるために、少し先の未来を見据えて

## § 4 これからの地域の基本的な考え方

(1) 国が求める地域の役割

- ・「まち・ひと・しごと創生総合戦略」2017年改訂版  
⇒2020年までに地域運営組織を全国で5,000団体形成することを目標
- ・「地域包括ケアシステム」  
⇒生活支援・介護予防・健康づくりなどの部分を「地域」が担う制度
- ・その他「地域共生社会」や「コミュニティ・スクール」  
⇒障がいを持つ人や生活弱者と言われる人たち、地域の子ども等、あらゆる人たちを「地域」で支えることが求められている

→ 地域の課題解決を担う公共的組織が必要

(2) 行政区と地域自治組織の役割整理

ア 求められる姿と基本的な役割

行政区 ⇒ 地域自治の根幹でもある面識社会の維持

地域自治組織 ⇒ 地域の課題に主体的に取り組むために行政区を含む、消防団、子ども会、老人クラブ、NPOや企業等、地域を構成するすべての担い手と話し合い、お互いの得意分野を活かすよう調整や事業を企画する役割

イ 広域効率、狭域有効の視点と補完性の原則

■補完性の原則

公共的組織として地域自治組織の役割

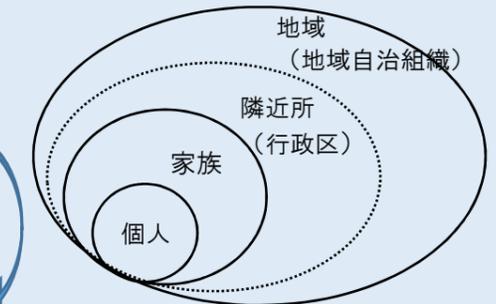
地域の中間支援として

- ・事業のコーディネート
- ・事務的作業

を担いながら

- ・地域全体で行う方が効率的なもの
- ・行政区あるいはそれより小さい地域で行う方が効果的なもの

仕分けを行う



→ 『広域効率、狭域有効』の視点と『補完性の原則』

(3) まとめ ※全体像は裏面

「地域＝地域自治組織」と捉え、

- ・地域自治組織に包含された行政区も含めた地域が一体となって取り組む
- ・地域内の住民、企業等のあらゆる担い手が自らの得意分野を活かし、負担を分かち合う
- ・地域内で活躍するNPOやまちづくり団体等と連携

→ 地域課題の発見から解決に向けて取り組む

